

清原地区新設小学校開校準備委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 テクノポリスセンター地区における新設小学校（以下「新設小」という。）の開校準備を円滑に推進するため、地域や保護者などの代表者から構成される「清原地区新設小学校開校準備委員会（以下「開校準備委員会」という。）」を設置する。

(開校準備委員会の役割)

第2条 開校準備委員会は前条の目的を達成するため、次の事項に係る役割を担うものとする。

- (1) 市教育委員会からの要請等に応じ、地域や保護者の意見を集約すること。
- (2) 開校準備の状況等に係る地域や保護者などへの周知協力に関すること。

(開校準備委員会に付すべき事項)

第3条 開校準備委員会に付すべき事項については次のとおりとする。

- (1) 校名、校歌、校章に関すること。
- (2) 学校運営に関すること。
- (3) 学校施設、子どもの家等の施設整備に関すること。
- (4) その他開校に必要な事項に関すること。

(開校準備委員会)

第4条 開校準備委員会は別表に掲げる団体等により組織する。

- 2 委員は別表に掲げる団体等のうち、委員長が必要と認める人数の範囲において、当該団体等から推薦があった者をもって充てる。
- 3 委員の任期は、新設小の開校日前日までとし、各組織の代表者等の交代などにより、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 開校準備委員会に委員長を置き、委員長は市教育委員会事務局学校教育担当次長とする。

- 2 委員長が欠けたときは、市教育委員会事務局教育企画課長が委員長の職務を代理する。

(事務局)

第6条 開校準備委員会の事務局は、市教育委員会事務局教育企画課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、開校準備委員会の運営などに関して必要な事項が生じた場合は、開校準備委員会で協議の上、市教育委員会事務局が決定する。

制定文

この要綱は平成31年4月1日から適用する。

【別表】清原地区新設小学校開校準備委員会構成員（第4条関係）

分類	団体名等
学校関係	清原中央小学校地域協議会
	清原中央子ども家
保護者	清原中央小学校PTA
地域関係団体	ゆいの杜地区新設小開校準備委員会
	新設小学校通学区域内の各育成会
	新設小学校通学区域内の各自治会
	清原地区自治会連合会
	清原地区自治公民館連絡協議会
清原地域振興協議会	
学校	清原中央小学校
市	清原地区市民センター
	市教育委員会事務局

テクノポリスセンター地区新設小学校の開校準備に係る検討体制

庁議、政策会議等

教育委員会

審議・協議・報告

審議・協議・報告

新設小学校開校準備検討委員会

- 【役割】 新設小開校準備に係る業務内容の検討、協議等
- ・ 局内の開校準備業務に係る情報の共有
 - ・ 開校準備業務の進捗状況の把握、管理
 - ・ 地区開校準備委員会へ付議する案件の調整

【構成】 [委員長] 教育次長

[副委員長] 学校教育担当次長

[委員] 教育企画課長、学校管理課長、学校教育課長、学校健康課長、

生涯学習課長、教育センター所長、清原中央小学校校長

新設小学校開校準備検討委員会作業部会（※必要に応じて開催）

【構成】

[部会長] 教育企画課長

[部会員] 委員会を構成する課・所の課長補佐等

学校運営検討ワーキンググループ H31(2019)新規設置

【役割】 新設小の学校運営全般（学校主体の業務）に関すること

- ・ 開校準備業務の精査、スケジュール作成
- ・ 具体的検討項目の調査・素案の検討・決定

【構成】

[教育計画WG] 市教委（学校教育課、教育企画課） 清原中央小（主幹教諭ほか）

[学校事務WG] 市教委（学校管理課、教育企画課） 清原中央小（事務長ほか）

[安全管理WG] 市教委（学校健康課、教育企画課） 清原中央小（体育、栄養、養護ほか）

清原地区新設小学校開校準備委員会 H31(2019)改組

【役割】

- ・ 市教育委員会からの要請等に応じ、地域や保護者の意見を集約すること。
- ・ 開校準備の状況等に係る地域や保護者などへの周知協力に関すること。

【具体的な所掌事務】

- ①校名、校歌、校章に関すること。
- ②学校運営に関すること。
- ③学校施設、子どもの家等の施設整備に関すること。
- ④その他開校に必要な事項に関すること。

【構成】計27名

- ・ 学校関係者3名（清原中央小魅力協、子どもの家）
- ・ 保護者5名（清原中央小PTA）
- ・ 地域関係団体13名（育成会、自治会、連合自治会長、清振協会長、公民館連絡協議会長など）
- ・ 学校4名（校長、副校長、主幹教諭、事務長）
- ・ 市2名（学校教育担当次長、清原地区市民センター所長）

庁内

庁外